

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名： 村上建設株式会社（法人番号7340001010759）  
業者の住所： 鹿児島県奄美市名瀬小浜町29-9
- 2 指名停止措置期間： 令和8年2月2日から令和8年3月1日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲： 熊本県、宮崎県及び鹿児島県
- 4 事実概要： 上記有資格業者の従業員が、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際に洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させたことにより、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定したものの。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領（抄）  
付表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内